

水道用膜モジュール性能調査に関する規定

2011年7月1日 制定・施行

2013年1月10日 改訂

2014年7月25日 改訂

2018年8月1日 改訂

(膜浄水委員長 鮫島正一)

(目的)

第1条 この規定は、水道用膜モジュール性能調査に関し必要な事項を定めることにより、水道用膜モジュールの性能、品質等の適正化を図り、一定水準以上の水道用膜モジュールの水道事業者等への供給に資すると共に情報公開の強化を図ることを目的とする。

(性能調査の対象)

第2条 性能調査の対象は、水道用膜モジュールとする。

(水道用膜モジュール性能調査委員会)

第3条 水道用膜モジュール性能調査委員会（以下「性能調査委員会」という）に関する事項は次の各号による。

- (1) 性能調査委員会は、第7条に規定する依頼の膜モジュールに関して、代表理事から委嘱された水道用膜モジュール規格（AMST-001、AMST-002、AMST-003、AMST-004）に規定する性能、またはそれと同等以上の性能を有することについての性能調査業務を行う。
- (2) 性能調査委員会は、8名以内の水道用膜モジュール性能調査委員（以下「委員」という。）をもって構成する。
- (3) 性能調査委員長は（以下「委員長」という）委員の互選によって選任され、副委員長は委員長の指名によるものとする。但し、膜浄水委員長は性能調査委員長と兼務できない。副委員長は委員長が不在の場合は委員長の代行ができる。
- (4) 性能調査委員会は原則として年3回開催する。委員会開催日は、膜協会ホームページ上で公開する。

(委員の選任)

第4条 委員の選任は次の各号による。

- (1) 委員の任期は最長6年とする。膜浄水委員長は毎事業年度初めに膜浄水委員の中から公募し、委員就任日時の古い順に交替する。ただし、任期中に膜浄水委員を退任した場合は委員の任期を優先する。
- (2) 応募者の資格選考は、膜浄水委員長が運営委員会に委嘱する。
- (3) 公募の結果、応募者が無かったとき、運営委員会で委員就任が拒否されたとき及び3名以上の応募者があったときは、1社員1名を原則として膜浄水委員会が推薦する。但し、原則として連続する再任は認めない。
- (4) 任期中に委員の退任があったときは、欠員を公募により補充することができる。この場合の任期は前任者の残存期間とする。
- (5) 応募者は、経歴書を添えた申請書を膜浄水委員長宛に提出しなければならない。

(委員の要件)

第5条 委員は、膜及び膜モジュールの開発、製造、評価、使用について充分な知見を有し、公平不偏な立場で技術評価をしなければならない。委員は、守秘義務に関する誓約書（添付書式1）を膜浄水委員長宛に提出しなければならない。

(監査)

第6条 監査は、膜浄水委員会が選任し運営委員会が承認した監査委員に委嘱する。監査委員は、守秘義務に関する誓約を含む承諾書（添付書式2）を膜浄水委員長宛に提出しなければならない。

- 2 監査委員は、性能調査委員会による性能調査業務を公正不偏な立場で監査し、必要に応じて助言、勧告を行う。
- 3 監査委員は2名以上3名以内とする。
- 4 監査委員の任期は2年とする。留任する場合は最長二期4年とする。任期中に交替があったときは前任者の残存期間とする。

(性能調査の依頼)

第7条 水道用膜モジュールについて性能調査を依頼しようとする者（以下「性能調査依頼者」という）は、「水道用膜モジュール性能調査依頼書（添付書式3）」、「水道用膜モジュール性能調査依頼時のチェックリスト（添付書式4）」、「膜モジュールの説明」、「各試験の成績書」に必要事項を記載し、代表理事に提出するものとする。なお、「膜モジュールの説明」と「各試験の成績書」については書式が規格ごとに異なるため、事前に代表理事から入手しておくこと。

- 2 性能調査依頼者は、代表理事に依頼した水道用膜モジュール性能調査を、それぞれ第4項及び第6項で定める金額で代表理事に委託し、代表理事は、性能調査依頼者の委託に係る性能調査を規定に定めるところにより適正に行わなければならない。
- 3 性能調査期間は、「水道用膜モジュール性能調査依頼受付票（添付書式5）」に記載されている受付日から、性能調査が終了する日までとする。ただし、最長1年とする。
- 4 性能調査依頼者は、代表理事に対して性能調査依頼時に審査料を納めるものとする（資料1）。
- 5 性能調査の結果、不適合となった場合は、代表理事は性能調査依頼者にこの旨を通知する。この場合、代表理事は性能調査依頼者に対して審査料を返却しない。
- 6 性能調査の結果、適合となった場合は、代表理事は性能調査依頼者にこの旨を通知する。
- 7 性能調査依頼者は前項の通知を受けた後、代表理事の請求を受けた日から30日以内に認定料（資料1）を納めるものとする。
- 8 既認定品の追加又は変更に係る性能調査依頼の場合、性能調査依頼者の申請（添付書式3）により、代表理事は審査を行う。性能調査依頼者は、代表理事に対して性能調査依頼時に審査料を納める（資料1）。
- 9 認定証発行料（資料1）は、代表理事の請求を受けた日から30日以内に収めなければならない。
- 10 次の各号の一つに該当する場合は、両者協議の上、この性能調査の一部又は全部を変更、中止又は解除することができるが、審査料は返還しない。

- ① 当該膜モジュールが不適合となったとき。
- ② 性能調査依頼者の事業計画執行上支障があるとき。
- ③ 性能調査依頼者又は代表理事が正当な理由により性能調査依頼の解除を申し出たとき。

1 1 次の各号の一つに該当する日をもって性能調査業務の終了する日とする。

- ① 前項の規定に基づいてこの性能調査を解除する日。
- ② 代表理事が性能調査依頼者に対して水道用膜モジュール規格認定書を交付する日。

1 2 代表理事は、この性能調査依頼によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

1 3 性能調査依頼者は、性能調査を受けようとする水道用膜モジュールについて、知的所有権に関する係争等が生じないものとしなければならない。万一係争等が発生した場合は、性能調査依頼者及びその当事者間で解決しなければならない。

1 4 この性能調査及び規定に定められていない事項、又はこの性能調査に疑義を生じた事項については、必要に応じて性能調査依頼者、代表理事が協議して定めるものとする。

(性能調査)

第8条 性能調査は前条に規定する書面によって行なうが、必要により性能調査依頼者から説明を求めることができる。

2 委員会開催日の前月末までに受け付けた性能調査依頼を審査対象とする。軽微な変更等に係る性能調査依頼であって委員全員の同意が得られた場合は、書面審査をもって委員会に替えることができる。

3 性能調査依頼の受け付けは、3月から11月末日までとし、12月から翌年2月末までは受け付けない。

(議事録の閲覧、委員会の傍聴)

第9条 社員の構成員から性能調査委員会議事録閲覧の申し出があったときは、これに応じなければならない。

2 社員の構成員は性能調査委員会開催前月末までに委員長宛傍聴願いを提出することにより、3名を限度として当該委員会を傍聴できる。傍聴希望者が4名以上あったときは先着順とする。但し、自社の性能調査依頼に係る審査は傍聴できない。

3 上記1項、2項を希望するものは、守秘義務に関する誓約書（添付書式7）を委員長宛に提出しなければならない。

4 議事録の閲覧、委員会の傍聴により生じた性能調査依頼者の損害について代表理事は責任を持たない。性能調査依頼者と当事者間で解決しなければならない。

(認定書)

第10条 代表理事は性能調査委員会の調査結果に基づき、性能調査依頼者に対し、認定結果を文書（添付書式8、9）により回答する。

(公告等)

第11条 代表理事は性能調査結果を、（公財）水道技術研究センターに通知するとともに水道関連専門新聞などに公告するものとする。

2 認定を受けた膜モジュールのラベル等に性能調査結果を記載することについては別に定める。

(規格の改訂等)

第12条 水道用膜モジュール規格の改訂は水道用膜モジュール規格改訂委員会が行う。なお、水道用膜モジュール規格改訂委員会は膜浄水委員会の中に設置する。

- 2 関係省令等の改訂に対応する必要が生じた場合には速やかに規格の改訂を行うものとし、水道用膜モジュールの認定取得者は必要に応じ、当該膜モジュールを所定の期間内に改訂規格に適合させるための対応をとらなければならない。

(認定の取り消し等)

第13条 代表理事は第7条に規定する書面に虚偽の記載を行うなどの不正な資料などにより性能調査依頼者が性能調査を受けたことが分ったときは、当該膜モジュールに係る認定を取り消すことができる。

- 2 委員長は第13条に対応し、当該膜モジュールの改訂規格への適合性を速やかに審議し、必要な対応を行い、場合によっては代表理事に認定の取り消しを進言することができる。
- 3 委員長は前項の取り消しの進言を行うに当り、性能調査委員会の審議を経なければならない。
- 4 代表理事が第1項あるいは第2項に基づき、取り消しを行うときは、当該膜モジュールに係る性能調査依頼者、あるいは認定取得者に対し、期間を定めて事前に必要な資料の提出及び弁明の機会を与えねばならない。
- 5 第1項あるいは第2項に基づき、取り消しが行われたときは、当該膜モジュールに係る性能調査依頼者あるいは認定取得者は、直ちに代表理事に認定書を返納しなければならない。
- 6 代表理事は第5項の取り消しがおこなわれたときには、そのことを（公財）水道技術研究センターに通知するとともに、水道関連専門新聞などに公告しなければならない。

(懲罰)

第14条 委員、監査委員、議事録閲覧申込者及び委員会傍聴者が守秘義務に反したときは、倫理規定に基づき懲戒処分することができる。

(旧規定の無効化)

第15条 本規定の制定に伴い、2010年5月に制定した水道用膜モジュール性能調査規定及び性能調査規定集（第六版）記載の「水道用膜モジュール規格」は2014年7月25日以降無効とする。

(付則)

第16条 本規定の改定は膜浄水委員会が行い、運営委員会の承認を得る。

- 2 本規定に定めの無い事項及び解釈に疑義が生じた場合、膜浄水委員会で協議・決定する。
- 3 本規定は、2014年7月25日から適用する。

以上

* 「水道用膜モジュール性能調査に関する規定」の運用に当たって

1. 当協会が発行する認定書は、申請者から提出された性能調査依頼書に基づいて審査した結果、規定で定める水道用膜モジュールとしての性能条件を満足していることを証明するものであり、製品の性能を保証するものではない。
2. 水道用膜モジュール規定が、他の用途の膜モジュールの性能評価に使用されたり、部分的に引用される場合がある。これらに対し、当協会は一切関与しない。
3. 追加、追加（簡易）、変更申請および変更届について
 - ・追加申請（添付書式3）：
モジュール名称、構造、材質が同一で、新たな型式を追加した場合に行う。
 - ・追加（簡易）申請（膜協会HPに掲載予定）：
水質基準の改正で新たな基準に対応する場合に行う。
 - ・変更申請（添付書式3）：
膜材質、面積、構造など主要部の変更を含まない軽微な変更時に行い、既認定品と同一の名称又は型式を用いる場合には新旧製品の併売を認めない。
 - ・変更届（添付書式6）：
製品名称の変更（製品仕様の変更なし）、製造場所の変更・追加（国内外を問わず）が生じた場合は、速やかに当協会まで届けを行って下さい。
4. 受付期間について
3月から11月末日までとし、12月から翌年2月末までは受付けない。
省令改正の状況を勘案した上で3月頃に受付案内をホームページに掲載するので参照して下さい。
5. 本規定に関する問合せ先
〒103-0004
東京都中央区東日本橋三丁目12番11号
東日本橋TSビル2階
一般社団法人膜分離技術振興協会
TEL 03(6712)0191
FAX 03(6712)0192
e-mail info@amst.gr.jp
(営業時間：火、木 10:00～17:00 昼休み13:00～14:00 ただし、祝祭日は除く)

資料1 性能調査委託料

(1) 水道用膜モジュール性能調査委託に係る費用

(単位 千円)

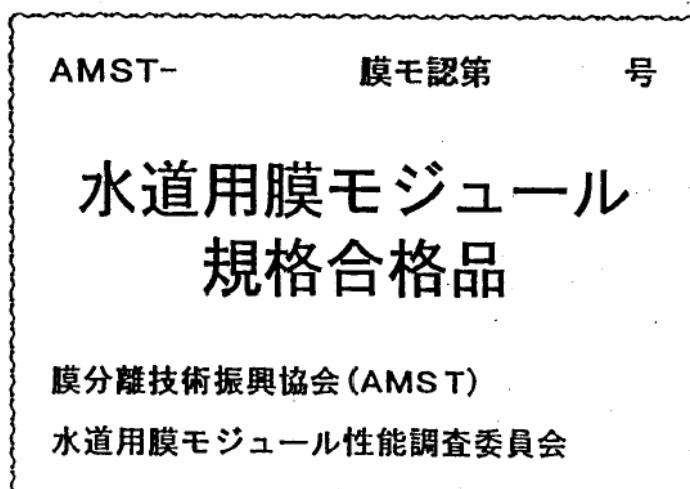
		膜協会会員	膜協会非会員
新規	審査料	A社員120 B社員150	250
	認定料	A社員240 B社員300	500
追加及び変更	審査料	A社員120 B社員150	250
	認定料	0	0
	認定証発行料	30	30

注1：認定証発行料は、追加及び変更時だけでなく、社名変更時及び英文認定証の発行時にも支払うものとする。

(2) 水道用膜モジュール規格合格ラベル料

1枚につき 300 円

(3) ラベルの見本（実物大）



添付書式 1

誓 約 書

一般社団法人膜分離技術振興協会 水道用膜モジュール性能調査委員就任にあたり、委員の任務を通じて知りえた情報を第三者に開示あるいは漏洩しないことを誓約します。

20 年 月 日

所属、役職

電話番号

e-mail

自宅住所

(住民票記載住所)

氏名 印

一般社団法人膜分離技術振興協会

膜浄水委員長 様

承 諾 書

一般社団法人膜分離技術振興協会 水道用膜モジュール性能調査委員会の監査委員就任について承諾いたします。

なお、監査委員の任務を通じて知り得た情報を第三者に開示あるいは漏洩しないことを誓約します。

20 年 月 日

所属、役職

電話番号

e-mail

自宅住所

(住民票記載住所)

氏名

(印)

一般社団法人膜分離技術振興協会

膜浄水委員長

様

添付書式 3

水道用膜モジュール性能調査依頼書
(新規・変更・追加)

平成 年 月 日

一般社団法人 膜分離技術振興協会
代表理事 殿

依頼者
所 在 地
名 称
代表者名 印

水道用膜モジュール性能調査に関する規定第7条に基づき、下記のとおり調査を依頼します。

記

製造所名	
製造所所在地	

膜モジュールの名称	
膜モジュールの型式	
適用規格	AMST-
膜モジュールの説明資料	添付書類(1)のとおり
各試験の成績書	添付書類(2)のとおり
認定書の様式	<input type="checkbox"/> 和文 <input type="checkbox"/> 英文

連絡者

氏名	
所 在 地	〒
所属部課名	
電 話	
F A X	
e - m a i l	

(性能調査依頼附則)

1. 審査料 審査料 円 (うち、消費税 円)

*性能調査の結果、不適合となった場合でも審査料は返却されない。

2. 認定料 認定料 円 (うち、消費税 円)

*認定の通知を受けた後、30日以内に認定料を納めるものとする。

3. 認定証発行料 認定証発行料 円 (うち、消費税 円)

*認定証発行料は請求を受けた日から30日以内に収めるものとする。

4. 知的所有権 性能調査を受けようとする水道用膜モジュールについて、知的所有権に関する係争等が生じないものとしなければならない。万一係争等が発生した場合は、当事者間で解決しなければならない。

5. 議事録の閲覧 規定により、当協会の社員の構成員は性能調査委員会の議事録を閲覧できる。また、性能調査委員会を傍聴できる。

(水道用膜モジュール性能調査依頼書の添付書類)

1. 添付書類はA4版に製本し、電子媒体(PDF)と併せて1部を提出する。

2. 申請書及び添付書類は日本語に限る。

3. 添付書類リスト

(1)水道用膜モジュール性能調査依頼時のチェックリスト(添付書式4)

(2)膜モジュールの説明

(3)各試験の成績書

* (2)と(3)は規格ごとに書式が異なるため、事前に代表理事より入手しておくこと。

添付書式 4

水道用膜モジュール性能調査依頼時のチェックリスト (1/2)				
適用規格	AMST-001	AMST-002	AMST-003	AMST-004
O. 表紙	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1. 膜モジュール説明資料（添付書類(1)）				
1.1 膜モジュールの仕様				
型式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ろ過方式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
容器の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
公称孔径／分画分子量、測定方法／条件	<input type="checkbox"/>			
1.2 評価対象膜モジュールの説明				
外形図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造図（モジュール内の液・空気の流れ方、シール方法含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
部材名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
膜面積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1.3 被試験膜モジュールの説明				
外形図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構造図（モジュール内の液・空気の流れ方、シール方法含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
部材名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
膜面積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 各試験の成績書（添付書類(2)）				
2.1 試験装置の概略図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2.2 試験検査の要領書				
通水能力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
供給水温度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
供給水圧力・膜差圧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
供給水質				
通水時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
除去性能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
供給水温度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
供給水質				
濁度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
塩化ナトリウム				
Cryptosporidium parvum オーシスト代替トレーサー粒子				
供給水圧力・膜差圧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ろ過速度・通水流量	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
通水時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
細菌除去性能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
供給水菌数	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
供給水温度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
通水時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ろ過速度・通水流量	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
供給水圧力・膜差圧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
平行試験	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

水道用膜モジュール性能調査依頼時のチェックリスト（2／2）					
適用規格		AMST-001	AMST-002	AMST-003	AMST-004
浸出性		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
洗浄・コンディショニング		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
精製水条件(導電率等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
浸出用液の水質(pH、硬度、アルカリ度等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
試験水温		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
浸出時間		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
浸出液採水の場所、日時、採水者(試料採取確認書<添付書式10>)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
分析機関の水質分析結果証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
耐圧性		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
試験圧力条件		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
加圧時間		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
最大モジュール		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2.3試験結果報告書					
通水能力		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
温度補正・圧力補正		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
除去性能		濁度 <input type="checkbox"/>	塩化ナトリウム <input type="checkbox"/>	塩化ナトリウム <input type="checkbox"/>	Cryptosporidium parvum オースト代替トレーサー粒子 <input type="checkbox"/>
細菌除去性能		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
浸出性		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
分析依頼機関等による試験結果報告書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
浸出液採水の場所、日時、採水者の記載		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
分析値の算出		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
分析方法		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
耐圧性		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 構造		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

平成 年 月 日

水道用膜モジュール性能調査依頼受付票

申請者

様

一般社団法人膜分離技術振興協会
代表理事

平成 年 月 日付けで申請のありました水道用膜モジュール性能調査依頼書は下記にて受け付けました。

記

1. 膜モジュール名称・型式

2. 受付日

3. 受付番号 膜モ認受付 号

なお、

- ・審査料は、同封請求書に基づきお支払い願います
- ・認定料の請求書は、認定登録時に送付します
- ・性能調査結果が水道用膜モジュール性能規格に適合しない場合であっても、審査料は返還致しません

以上

水道用膜モジュール性能調査変更届兼誓約書

一般社団法人膜分離技術振興協会

代表理事 殿

申請日 2010年〇〇月〇〇日

認定番号 膜モ認第 ●●●号 (適用規格 AMST-00●) の水道用膜モジュールの内容の一部を下記に変更いたします。

記

1. 製造所名、製造所在地の変更および追加

- ・変更前の製造所名、製造所在地

〇〇〇〇株式会社

〇〇県〇〇市△△

- ・変更後の製造所名、製造所在地

①〇〇〇〇株式会社

〇〇県〇〇市△△

②複数の製造所名、製造所在地 (国内外) がある場合は全て記載すること

変更内容の 1. あるいは 2. を選択して記載してください

変更内容の〇、●、□、◆、■、△、×に必要事項を記載してください

2. 膜モジュール名称、膜モジュール型式の変更

- ・変更前の膜モジュール名称、膜モジュール型式

膜モジュール名称 : □□□□□

膜モジュール型式の変更 : ①〇〇-××, ②△△-〇〇

- ・変更後の膜モジュール名称、膜モジュール型式

膜モジュール名称 : ◆◆◆◆◆

膜モジュール型式の変更 : ①●●-■■, ②●●-〇〇

以上の変更申請する膜モジュールは変更前のものと寸法・構造・材質等が全て同一であることを誓約いたします。

申請者

所在地 :

名称 (会社名) :

代表者 (部署・役職) :

印

誓 約 書

一般社団法人膜分離技術振興協会 水道用膜モジュール性能調査委員会

(議事録閲覧 ・ 委員会傍聴)あたり、知りえた情報を第三者に開示あるいは漏洩しないことを誓約します。

20 年 月 日

所属、役職

電話番号

e-mail

氏名 印

一般社団法人膜分離技術振興協会

水道用膜モジュール性能調査委員長

様

水道用膜モジュール規格認定書

膜モジュールの名称 ○○○○

膜モジュールの型式 ○○型○○膜モジュール

認 定 依 賴 者 ○○株式会社

所 在 地 ○○○○○○○○

当該膜モジュールは、水道用膜モジュール性能調査委員会において、水道用膜モジュール性能調査に関する規定に基づいて調査した結果、適合と認められますので同規定により認定します。

認 定 番 号 膜モ認第 ○○○号

適 用 規 格 AMST—○○○ (第七版)

平成○○年○○月○○日
一般社団法人 膜分離技術振興協会
代表理事

Certificate on Membrane Module Standards for Drinking Water Use

Name of membrane module: ○○○○

Type of membrane module: ○○○○

Name of the applicant: ○○○○

Address of the applicant: ○○○○

The Evaluation Committee for Drinking Water Membrane Module has studied the applicability of the above membrane module product against the standards related to the Membrane Module Criteria, and judged that the above-mentioned product meets its criteria. Accordingly, the committee hereby certifies that the above-mentioned product is complying with the requirements of the standards.

Approved number: 膜モ認第 ○○○○

Standards applied to: AMST-○○○ (Issue 7)

Date:○○○○

The Association of Membrane Separation Technology of Japan

The Evaluation Committee for Drinking Water Membrane Module

President

(Sign)

試料採取確認書

平成 年 月 日

一般社団法人膜分離技術振興協会
水道用膜モジュール性能調査委員会
委員長

「分析機関名および捺印」

以下の通り試料を採取いたしました。